

「令和2年度主要事業」に対するパブリックコメント募集結果

○25の方から、62件の意見をいただきました。

○寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
保育の量確保事業			
1	新しい保育園を建てることで待機児童を解消するよりも、現在ある保育園をしっかりと補助することで保育士を確保して定員を増加し、待機児童の解消や子どもの安全にもつながると思います。また、新しい保育園を建設後に子どもが減少すると、保育園の存続が危うくなるのではないかでしょうか。	7	<p>[その他]</p> <p>待機児童の解消に向けては、保育の受け皿の確保を図る取組の一環として、既存の保育施設に対して、様々な保育士確保に係る補助制度を実施しており、事業者の理解・協力を得ながら、可能な限りの定員の弾力化にも取り組んでいます。</p> <p>しかしながら、そうした取組を講じてもなお、待機児童は解消に至っておらず、保育を利用できていない方がおられる事から、新たな保育所の公募等により保育の量の確保を図ることとしております。</p> <p>また、子どもの安全・安心な保育環境を確保する観点からも、引き続き、保育施設に対して必要な支援等を行ってまいります。</p>
2	待機児童の解消については、小規模保育事業の新設ではなく、0~5歳児までの認可保育所を増やすべきであると思う。子どもは一定人数のいる集団の中で育てることが大切であり、3歳児以降に行き場がなくなると保護者も大変になる。	3	<p>[すでに盛り込み済み]</p> <p>本市の保育需要は0~2歳児が高い状況にあることから小規模保育事業の新設が必要となっています。その一方で、3歳になって利用できる保育施設がないといった事態も避けなければならないことから、認可保育所の新設や保育所等の既存施設の定員拡大、認定こども園への移行促進など多様な手法を用いて待機児童の解消に取り組んでまいります。</p>
保育士確保事業、保育の質の向上事業			
3	隣の西宮市では、保育士の人材確保に迅速で積極的な対応を進めており、尼崎市でも人材確保対策のより一層の支援とその費用について、お願いします。新規園を増設するより、保育士獲得の方が投資に叶うと思います。どうか、10年先も考えた施策をお願いします。	1	<p>[すでに盛り込み済み]</p> <p>本市では、保育士確保策をいたしまして、保育士宿舎借り上げ支援事業、新卒保育士確保事業、保育士奨学金返済支援事業等を実施しております。令和2年度からはこれらに加え、潜在保育士確保に向けての事業を開始します。これらの制度を継続して多くの保育士に活用して頂くことにより、保育士確保及び定着につなげていきたいと考えております。</p>
4	保育士不足の中、潜在保育士の就労を支援することは、保育士確保につながるのでしょうかが、根本的に保育士不足の要因は給料が低いことであり、就職の際の一時金にとどまらず、全体的な待遇改善を進めてください。	1	<p>[その他]</p> <p>保育士の待遇改善につきましては、国制度である施設型給付費の中の待遇改善等加算において、一定の賃金改善が実施されております。</p> <p>また、本市の取り組みとして、保育士宿舎借り上げ支援事業、新卒保育士確保事業、保育士奨学金返済支援事業に加え、令和2年度から潜在保育士確保に向けての事業を実施し、保育士の待遇改善や保育士確保及び定着につなげていきたいと考えております。</p>
5	潜在保育士の就労支援や新卒保育士確保も大切なことであるが、現在働いている保育士が他市や他府県に行かないように待遇改善を行うべきであると思う。	1	
6	潜在保育士の就労を支援して保育士の確保に取り組むため、一時金についても支給の対象としていますが、長く働いている保育士に対しても支給があったり、新しく入ってきた方も長く勤続できる環境であるからこそ、保育の質も上がることにつながります。 まずは保育士の給料を上げることや子ども支援のための予算全体を上げていただき、本当に必要なところに充てていただきたいです。	1	
7	保育士が「潜在」になってしまう理由は、個人的なものを除くと、待遇や労働環境によるものであり、負担や給料など、働きやすい自由な働き方のシステムも考えて欲しい。	1	

8	有資格者(保育士)が現場から離れていると忘れてしまうことも多々あると思います。保育士確保を考えていく上で、保育の実践につながる受講を可能にしていける環境をつくってください。	1	[すでに盛り込み済み] 現在、市内保育施設に従事している職員を対象に専門研修を実施しておりますが、保育の実践に関するものなどについては、令和2年度から、保育現場から離れている「潜在保育士」の方も受講可能とする予定です。その研修のメニューには、現場で必要とされる知識等の習得につながるものを見込んでおり、保育現場への復帰に対する不安を取り除き、潜在保育士のスムーズな就職へつながるよう取り組んでまいります。
---	--	---	---

待機児童対策全般

9	公立幼稚園の3年保育や、認定こども園化は、新規園の開設の必要もなく、待機児童対策もでき、有効であると考えています。また、待機児童がマイナスとなった時に閉園も可能となり、良いと思います。	1	[その他] 保護者のニーズ、特別支援教育の充実など公立の役割を踏まえた、公立幼稚園の3年保育や認定こども園化、幼保連携の観点からの機能整理、公立幼稚園の再配置など、今後の就学前教育における公立施設のあり方について検討してまいります。
10	保育関係では、待機児童はゼロではなく、一定数は必要であるという認識のもと、待機児童の適正数の議論をお願いします。	1	[その他] 保育所入所を希望する全ての方が利用できるよう、待機児童ゼロを目指していかなければならないと考えております。早期の待機児童解消に向け、引き続き、認可保育所や小規模保育事業の公募を実施するとともに、保育所等の既存施設の定員拡大、認定こども園への移行促進などあらゆる手法を駆使して取り組む必要があると考えております。

保育料利用者負担に係る階層の見直し

11	どの家庭も本当に保育料の負担が大きく感じています。階層の細分化については、本當によく考えて取り組んでいただきたい。	1	[すでに盛り込み済み] 令和元年10月より開始された幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児の利用者負担額は無償になっていることから、0～5歳児までのトータルの利用者負担額は、無償化前と比較して軽減されています。
12	保育料利用者負担に係る階層の見直しについては、賛成です。保育料の軽減をぜひ進めてください。	6	今回の利用者負担額の見直しは、幼児教育・保育の無償化の対象となっていない0～2歳児の保育料について、本市の厳しい財政状況を踏まえる中で、該当する利用者が多く、階層間の保育料の差の大きい階層を細分化し、所得階層による保育料の上昇をこれまでに比べ緩やかにするため、現行のD6階層及びD7階層の一部の利用者の保育料を軽減するものとしています。
13	格差の大きい部分の細分化を行い利用者における負担の軽減をお願いします。D5階層とD6階層の差額が大きい。	1	[その他] 今回の利用者負担額の見直しは、幼児教育・保育の無償化の対象となっていない0～2歳児の保育料について、D5・D6階層には該当する利用者が多く、D5階層とD6階層は保育料の差額(16,100円)が大きいため、D6階層とD7階層を細分化し、所得階層による保育料の上昇をこれまでに比べ緩やかにするものです。 なお、0～2歳児の保育料のD7階層については、阪神間他都市と比較して本市の保育料は高い水準ではなく、また、D6階層との差額(2,700円)についてもそれほど大きいとは考えておりません。
14	D5とD6階層の細分化は賛成ですが、できれば、D7階層も細分化して欲しい。	1	[その他] 今回の利用者負担額の見直しは、幼児教育・保育の無償化の対象となっていない0～2歳児の保育料について、D5・D6階層には該当する利用者が多く、D5階層とD6階層は保育料の差額(16,100円)が大きいため、D6階層とD7階層を細分化し、所得階層による保育料の上昇をこれまでに比べ緩やかにするものです。 なお、0～2歳児の保育料のD7階層については、阪神間他都市と比較して本市の保育料は高い水準ではなく、また、D6階層との差額(2,700円)についてもそれほど大きいとは考えておりません。

15	D5、D6階層に該当する人は、決して高収入というわけではありません。もっとこの階層の細分化を進めてほしいと思います。	1	<p>[その他]</p> <p>本市の保育料につきましては、全階層について国基準を10%減額したうえで、更に低所得者層への一定の配慮を行うため、保育料の低い階層になるほど高い逓減率を設定しています。また、昨年10月より、3歳以上児の保育料が無償となり、保護者の負担が軽減されたところです。</p> <p>今回の利用者負担額の見直しは、児童教育・保育の無償化の対象となっていない0～2歳児の保育料について、本市の厳しい財政状況を踏まえる中で、該当する利用者が多く、階層間の保育料の差の大きい階層を細分化し、所得階層による保育料の上昇をこれまでに比べ緩やかにするため、現行のD6階層及びD7階層の一部の利用者の保育料を軽減するものとしています。</p> <p>保育料利用者負担については、今後においても、本市の財政状況や近隣市の状況等、様々な観点から検証してまいります。</p>
----	--	---	---

児童ホーム整備事業

16	浜小学校の児童ホームでは、今年度は、4年生以上が全くホームへ入所できませんでした。せっかく1～6年生までが対象となったのに、入所できなくては意味がないと思います。子どもクラブで見てもらえるとまだ安心ですが。	1	<p>[すでに盛り込み済み]</p> <p>児童ホームの整備については、令和元年度までの待機児童の状況や今後の児童数の推計を踏まえる中で、子ども・子育て支援事業計画に基づき、令和2年度から、児童数の増加が顕著であり、喫緊に定員増が必要な園田南小学校において、校舎内の教室を活用し、定員拡大を行うものです。今後とも、待機児童解消に向けて、校舎内の教室等を活用した定員拡大について検討してまいります。</p>
17	園田南の定員増の実施は同じ保護者として安心して働けるし、子どもを任せられると思いました。費用のこともあるのでしょうかから、空き教室をどんどん活用いただいて、待機児童の解消を進めてください。	1	
18	児童ホーム整備事業については、待機児童や民間の児童ホームを利用している児童が多くなっており、定員増は賛成です。	4	

児童育成環境整備事業(こどもクラブにおける夏季休業期間の昼食時間帯の開室)

19	子どもクラブの夏季休業期間中の昼食対応については、待機児童だけでなく、どの子も昼食を持参し、そのまま夕方まで過ごせるようにしてほしい。	4	<p>[すでに盛り込み済み]</p> <p>こどもクラブでは、モデル事業として2年間、夏季休業期間中の一部において、昼食時間帯(正午から午後1時)を開室し、昼食の場の提供を行ってまいりました。その結果、参加した保護者や児童の評価が高く、今後の継続の期待度も高いことから、令和2年度は、全てのこどもクラブで夏季休業期間の全期間において本格実施してまいります。</p>
----	---	---	--

たばこ対策推進事業

20	<p>事業概要から「喫煙所の整備」を削除して下さい。喫煙所がある限り喫煙者のニコチン依存症は悪化するばかりです。また喫煙所の周囲に受動喫煙を生じさせています。とても健康支援とはいえません。</p> <p>JTから喫煙設備の寄贈を受け取るのも止めるべきです。FCTC(たばこ規制枠組条約)5条3項ガイドラインに違反しています。市民をタバコの害から守るためにまずは第一に、タバコ産業との関係を解消すべきです。</p> <p>禁煙外来の受診費用補助など、禁煙支援に予算を割いて下さい。</p>	1	<p>[その他]</p> <p>本市では、多数の方が利用する駅周辺を順次、喫煙できる場所を確保した上で、条例に基づいて路上喫煙禁止区域と定めてきており、子どもや望まない人への受動喫煙を防ぎ、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごすことができるまちづくりを目指しております。</p> <p>また、喫煙所の設置は、歩きたばこや吸い殻のポイ捨て減少に寄与するものと考えており、JT(日本たばこ産業株式会社)の協力を得て整備を進めることは、FCTC(たばこ規制枠組条約)に違反しているものではないと考えています。</p> <p>引き続き、たばこ対策推進事業に取り組み、ご提案の禁煙支援についても、他都市の事例も参考に、研究してまいります。</p>
----	---	---	---

城内まちづくり整備事業(歴史博物館整備事業)			
21	<p>地域研究史料館と文化財収蔵庫が同一建物に入ることは、歴史を学び、研究をしている私達にとっては、便利であり、サービスを受ける市民にとっても歓迎すべきことであろう。しかし、機能の統合化により、これまで提供されてきた行政サービス等が、減少されるものであれば好ましくない。地域研究史料館と文化財収蔵庫は、本来の設置目的等が異なり、別々の施設として、位置づけされることが、好ましいからである。</p> <p>新歴史博物館に、2つの施設が入るが、建物の表札は、尼崎市立博物館と尼崎地域研究史料館(尼崎市立公文書館か尼崎市立文書館でもよいが、実績の蓄積がある現行の名称を残すのがよい。)の両方を掲げられたい。</p>	1	<p>[意見を参考とする]</p> <p>今年の10月にオープンする歴史博物館において、現行の地域研究史料館と文化財収蔵庫の機能を集約することとなります。施設に掲示する看板やサイン等については、現地域研究史料館が担う機能についても、利用者にわかりやすく表示する方向で調整してまいります。</p>
22	<p>地域研究史料館の機能はそのまま全て残し、これまで懸案であった公文書的な機能を充実させる人員を確保し、公文書、古文書、近現代文書類、刊行物や地図、写真、フィルム類、ビラ、ポスター(以下「史料等」とする)を新施設で収容されたい。(現在、収集された史料等の一部が別館に収容されている。)史料等を1か所に収容できれば、市民・企業からの問合せ、相談に直ちに対応することができ、利用が飛躍的に増大することは間違いない。</p>	1	<p>[その他]</p> <p>歴史博物館内に集約後においても、現地域研究史料館の機能は、これまでの人員を引き継ぎ、全面的に継承していきます。</p> <p>収蔵史料類については、新施設内における収納面積の制約から、現史料館分室保管の史料をすべて歴史博物館内に移すことはできず、引き続き分室において適切な管理に努めています。</p>
23	<p>施設は移動するが、地域研究史料館の職員は、史料館が持つ蓄積や力が分散したりすることのないよう、うまく継承していくかなければならない。そのためには、経験豊富な専門家、職員、嘱託職員、臨時職員の確保が必要である。(他の職種と異なって、専門的な知識・経験を要する。)</p>	1	<p>[すでに盛り込み済み]</p> <p>現地域研究史料館の専門職員の人員を歴史博物館に移し、公文書館機能を所管する組織に配置することで、従来の蓄積を継承していきます。</p>

じんかい収集事業の見直し			
24	じんかい収集の委託についての入札は、積算根拠の教示もなく、予定価格・最低制限価格の公表もなく、かつ、26地区を17業者で競争する熾烈なものである。積算根拠をお示しいただき、予定価格・最低制限価格の公表をお願いします。	1	[今回の意見公募の対象としていないもの] 一般家庭ごみ収集運搬業務の委託にあたっては、法令に定められている「委託基準」の規定や自治体の責務である「適正処理の確保」を遵守するとともに、業務実施における経済性を確保する必要があることから、適正に実施してまいります。
25	じんかい収集の委託についての入札は、収集品質の確保や受注機会の均等化による業者育成の観点から、現行の契約を受託している13業者による指名競争入札をお願いします。	1	
26	従業員の確保と安定した雇用を行うため、じんかい収集の委託についての入札は、現状は、一般廃棄物の取扱品目に「ごみ」の許可がない業者も参加していると思われ、現在と過去に家庭ごみ収集の実績がある業者のみの指名入札にしていただきたい。	1	
27	じんかい収集の委託についての入札は、収集品質の確保や受注機会の均等化による業者育成の観点から、事前に受託可能地区数を提出させ、審査の上、受託可能地区数を決定するようお願いします。	1	
28	従業員の安定雇用や担い手の確保、また、サービスの質等を確保するため、じんかい収集の委託について、現在、最大5地区を受託できることになっているが、受託の地区の上限を5地区から3地区に減らしていただきたい。	7	
29	じんかい収集の委託についての入札は、1巡目は各業者(現行の業務を受託している13の業者)が自社の能力を判断して希望地区を各1地区落札し、2巡目以降で残る地区を入札して、落札するような方法としていただきたい。	3	
30	じんかい収集の委託についての入札は、現在の入札方法では1件も落札できないことが生じるため、希望する業者には最低1件は請け負えるようにしていただきたい。	1	
31	じんかい収集の委託については、入札時期は現行通り令和2年12月頃でお願いします。	1	
32	じんかい収集の委託についての契約は、8割以上の正社員の雇用が謳われていますが、現行の4年契約では、長期雇用の面で矛盾が生じているように感じております。安心・安定した市民サービスを実施するためにも、契約期間の長期化(もしくは随意契約)をお願いしたい。	1	
33	じんかい収集の委託については、昨今的人件費高騰・車両購入費の高騰によりコストが増大しており、また、作業員もカラスにごみを散らかされた後の清掃、カラス除けネットの取り扱い、ポリ容器での排出により作業の手間がかかっているため、委託料の値上げをお願いしたい。	1	

34	<p>金属製小型ごみの収集においては、現在、スプレー缶・カセットボンベは中身を使い切り、穴を開け、完全に中身を出し切り、排出することになります。令和3年度から、穴を開けなくとも排出可能にするとのお考えのようですが、穴を開けずにスプレー缶等を排出されるということは、現行よりも中身が残り、事故の可能性が高くなり、「人命・人家に飛び火する」等が考えられる収集車両火災防止対策についてお考えをお聞かせください。</p>	1	<p>[今回の意見公募の対象としていないもの] 使用済みスプレー缶などの廃エアゾール製品等につきましては、中身が残った状態での排出は、火災事故等の原因となることから、中身の使い切り・出し切りに係る啓発を強化していくとともに、火災事故等を防止する収集方法についても引き続き検討してまいります。</p>
その他			
35	<p>市報だけでのパブリックコメント募集掲載だけでは、応募できないと思います。</p>	1	<p>[その他] 予算編成を進めるにあたっては、その過程の見える化を図るため、翌年度に向けて重点的に取り組む項目を示した予算編成方針といった段階においても、市民等からの意見を募集しているところです。 また、そうした熟度の低い段階や、今般の市民意見募集につきましては、市報やホームページ、また、各地域振興センター等でも資料を閲覧できるようにしております、今後におきましても、引き続き、市民の皆様にわかりやすい周知に努めてまいります。</p>